

# 高齢者虐待防止法に関する指針

社会医療法人社団順江会 江東病院  
訪問看護ステーションたんぼぼ

## 1. 基本方針

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、高齢者虐待防止法に規定する、高齢者虐待防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

## 2. 虐待の定義

### ①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

### ②性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

### ③心理的虐待

利用者に対し著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### ④ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

### ⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止のための具体的措置

虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

### ①委員会の組織

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、管理者が務める。

### 【構成員ごとの役割】

構成員	役割
委員長（管理者）	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
副委員長	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
委員	虐待防止措置の周知、進捗管理
委員	医療的ケアに関する検討、医師招集の要否検討
委員	利用者・家族等への説明、相談対応

②委員会は、定期的（年に2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。

#### ③委員会における検討事項

- (1) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること。
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること。
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、行政への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (6) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修(年1回以上)を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

#### 5. 虐待防止に関する責務等

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括センターまたは江東区の窓口連絡する。また擁護者による虐待である場合にも同様に対処連絡する。なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については法令に従い適切に対応する。

長寿サポートセンター白河 TEL : 03-5646-1541  
海辺 TEL : 03-3645-6741  
住吉 TEL : 03-3635-0646  
亀戸 TEL : 03-5627-2525  
亀戸北 TEL : 03-5626-0671  
亀戸東 TEL : 03-5875-3451  
大島 TEL : 03-5628-0541  
大島西 TEL : 03-3636-9857  
大島東 TEL : 03-5836-5301  
北砂西 TEL : 03-3615-4860  
北砂東 TEL : 03-5606-1744  
北砂南 TEL : 03-6660-2050  
東砂 TEL : 03-5857-8243  
南砂 TEL : 03-3640-9851  
新砂 TEL : 03-5653-1735

墨田区役所 高齢者福祉課 相談係 TEL : 03-5608-6174

みどり高齢者支援総合センター TEL : 03-5625-6541

なりひら高齢者支援総合センター TEL : 03-5819-0541

ぶんか高齢者支援総合センター TEL : 03-3617-6511

江戸川区役所 介護保険課事業者調整係 TEL : 03-5662-0032

平井小松川 熟年相談室 第二ウエル江戸川 TEL : 03-5858-2352

船堀 熟年相談室 TEL : 03-5878-1521

## 6. 事業所での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会構成員に報告する。この際、報告の方法・様式・及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えるものとし、報告を受けた構成員は、記録を作成し委員長に報告する。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施する。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保。
- (2) 区などへの通報の有無の確認、および必要と思われる場合の通報。
- (3) 職員、家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員への事実確認、勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催および原因分析、事後対応・再発防止策の検討および対策の決定

- (6) 事後対応および再発防止策の周知実行
- (7) 関係者への報告
- (8) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告する。

## 9. 当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族、(身元引受人等)、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるようにすると共に、当法人ウェブサイトに掲載する。

## 10. その他虐待防止推進のための必要な事項

### (1) 「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて作成した「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における等の防止に努める。

### (2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

東京都訪問看護ステーション協会等の他事業との連携の機会、及び江東区高齢者福祉事業及び介護保険事業等の研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図る。

### (3) 本指針等の定期的な見直しと周知。

## 11. 附則

本指針は、令和6年3月1日から施行する。